

事業計画者 住所 宮崎県東諸県郡国富町大字木脇字杭ヶ迫 2 4 5 8 番地 1  
氏名 マテリアルセンター有限公司 代表取締役 川越 直子

事業計画書の提出 (第 7 条第 1 項)

提出年月日	令和 5 年 1 2 月 1 8 日
施設等の設置を行おうとする場所	宮崎市大瀬町 4 2 4 0 番 1、4 2 4 0 番 2、4 2 4 0 番 5、4 2 4 9 番
処理する産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・破砕施設 (GPE-30V132S 型) : 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上 2 種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。</li><li>・破砕施設 (SSG-370 型) : 木くず 以上 1 種類でこのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。</li><li>・圧縮・梱包施設 (GBM-80 型) : 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、紙くず、繊維くず 以上 4 種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。</li><li>・積替え・保管施設 : 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。)、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、ばいじん、紙くず、動植物性残さ 以上 1 0 種類でこれらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。</li></ul>
施設の処理能力 ※積替え保管の場合は保管容量	<ul style="list-style-type: none"><li>・破砕施設 (GPE-30V132S 型) : 3. 3 6 t / 日 (8 時間)</li><li>・破砕施設 (SSG-370 型) : 2. 4 9 7 t / 日 (8 時間)</li><li>・圧縮・梱包施設 (GBM-80 型) : 2 2. 3 2 t / 日 (8 時間)</li><li>・積替え・保管施設 : 汚泥 (0. 8 m<sup>3</sup>)、動植物性残さ (0. 2 m<sup>3</sup>)</li></ul>

周知計画書の提出 (第 9 条第 1 項)

提出年月日	令和 6 年 1 月 1 7 日
関係地域	上畑地区
縦覧の予定場所	宮崎市環境指導課、北地域センター、マテリアルセンター(有)事務所
縦覧の予定期間及び時間	期間 : 令和 6 年 1 月 2 2 日から令和 6 年 2 月 2 0 日まで 時間 : 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで
説明会の開催予定日時	令和 6 年 1 月 2 1 日 1 3 時 0 0 分から
説明会の開催予定場所	上畑自治公民館

事業計画周知状況報告書の提出 (第 1 4 条第 1 項)

提出年月日	
広告の実施日	
縦覧の場所	
縦覧の期間及び時間	
説明会の開催日時	
説明会の参加人数	

事業計画に係る意見書の提出 (第 1 5 条第 1 項)

意見書の提出者数	
----------	--

意見書に対する見解書の提出 (第 1 6 条第 1 項)

見解書の提出日	
---------	--

生活環境保全協定の締結（第18条第1項）

生活環境保全協定の締結の有無	
生活環境保全協定の締結日	

あっせん（第19条、第20条）

あっせんの申し立て日	
あっせんの決定に係る通知日	
あっせんの打ち切り日	
あっせんの打ち切りの決定に係る通知日	

手続終了等の通知（第21条第1項）

手続終了等の通知日	
-----------	--